［号の細分を削る。］

二　雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する基本手当の受給資格、同法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格、同法第三十九条第二項に規定する特例受給資格、同法第四十五条若しくは第五十四条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる資格又は同法附則第十一条の二第一項の規定により教育訓練支援給付金の支給を受けることができる資格の決定についての審査に関する事務　当該決定を受ける者に係る前号イからハまでに掲げる情報

三　雇用保険法第十五条、第三十七条の四第五項、第四十条第三項、第四十七条（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）又は同法附則第十一条の二第二項の失業の認定についての審査に関する事務　当該失業の認定を受ける者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

四　雇用保険法第三十一条第一項（第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第四十条第四項、第五十一条第三項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十一条の二第五項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付の請求についての審査に関する事務　死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付を受けるべき者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

第四十二条　法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金、同令第百二十五条第十項の障害者職業能力開発コース助成金及び同令附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

第四十三条の三の二　法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十五の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

［一～五　略］

六　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十五　略］

十六　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る生活保護実施関係情報

［ロ・ハ　略］

［十七～二十一　略］

二　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

二　雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する基本手当の受給資格、同法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格、同法第三十九条第二項に規定する特例受給資格、同法第四十五条若しくは第五十四条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる資格又は同法附則第十一条の二第一項の規定により教育訓練支援給付金の支給を受けることができる資格の決定についての審査に関する事務　当該決定を受ける者に係る前号イからニまでに掲げる情報

三　雇用保険法第十五条、第三十七条の四第五項、第四十条第三項、第四十七条（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）又は同法附則第十一条の二第二項の失業の認定についての審査に関する事務　当該失業の認定を受ける者に係る第一号イからニまでに掲げる情報

四　雇用保険法第三十一条第一項（第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第四十条第四項、第五十一条第三項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十一条の二第五項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付の請求についての審査に関する事務　死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付を受けるべき者に係る第一号イからニまでに掲げる情報

第四十二条　法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十五条第十八号の障害者トライアルコース助成金、同令第百二十五条第十項の障害者職業能力開発コース助成金及び同令附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　同上］

第四十三条の三の二　法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十五の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

［一～五　同上］

［号を加える。］

第四十七条　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十五　同上］

十六　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

［ロ・ハ　同上］

［十七～二十一　同上］